

池田市地域包括支援センター事業者選定プロポーザル審査基準

| 審査項目 | | 配点 |
|----------------------------|---|-----|
| ①法人に関する事項 (様式第3号および決算書) | (1)経営状況 | 5 |
| | (2)介護保険サービスの実績 | 5 |
| | (3)高齢者に関する事業や障害福祉、社会貢献を目的とした事業の実績 | 5 |
| | (4)地域包括支援センターの運営実績 | 10 |
| ②運営方針・事業計画 (様式第4号) | (1)総合相談事業 | 2 |
| | (2)権利擁護事業 | 2 |
| | (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 | 2 |
| | (4)介護予防支援・介護予防ケアマネジメント | 2 |
| | (5)地域包括支援センターの周知に関する取組 | 5 |
| | (6)苦情等に関して適切な対応がとれるような体制整備 | 5 |
| | (7)個人情報保護について、適切な措置がとれるような体制整備 | 5 |
| | (8)土日祝日・夜間の対応について、緊急時の連絡体制の構築 | 5 |
| | (9)応募圏域の高齢者の実態、地域活動、地域資源について把握 | 5 |
| | (10)地域との連携に関する考え方や役割 | 5 |
| ③センター運営に関する事項 (様式第5・6号) | (1)同一法人または関係法人内から、三職種およびその他の職員の配置 (様式第5号) | 15 |
| | (2)職員の資質の向上に向けた研修計画 (様式第5号) | 5 |
| | (3)事務所設置計画 (様式第6号) | 5 |
| ④委託料に関する事項 | 委託料 (候補者のうち、見積価格最低の者を満点とする。その他の候補者は12×最低価格/当該候補者の見積価格が得点) | 12 |
| 合計 | | 100 |

注意事項

- ①出席選定委員全員の評価点の平均点で最高得点を得た法人を優先候補者とし、契約交渉の相手方とする。
- ②点数が同じ場合は、委員による合議で審査結果を決定する。
- ③平均点が50点に満たない場合は選定しないこととする。